令和８年 10 月１日

各　位

NPO 法人ハイビスカス
あいのき学童（印省略）

令和９年度　あいのき学童入所申込案内について

時下　ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
日頃より、学童の運営に関しまして多大なるご理解ご協力を賜り心より感謝申し上げます。
みだしの件につきまして、令和９年度の入所申込案内を開始いたします。
夏休みのみの利用につきましても下記申込期限となりますので、利用予定がありましたら忘れずにお申し込みください。
国の定める放課後児童健全育成事業の１支援単位での定員はおおむね 40 名となっており、入所決定につきましては点数制で入所優先順位の決定とさせていただいております。申込先着順ではありませんのでご了承ください。（裏面参照）
希望があれば採点後の点数順位も開示していますので希望者はお問い合わせください。
下記表により提出書類の確認をして申込書のご提出をお願いします。約 3 か月間の受付期間を設けていますので就労証明書など提出書類は全部そろえての提出をお願いします。期限を過ぎた場合は受付不可としますのでご注意ください。

提出期限：令和８年 12 月 25 日(金)午後５時　（以降の受付はキャンセル待ちとなります）

※提出書類※

書類名	対象者	✓
あいのき学童利用申込書	全員	
説明承諾書兼同意書　※しおりの最後のページ	全員	
口座振替依頼書	新入児童のみ	
就労証明書【家庭外労働】※事業主証明	家庭外労働世帯	
就労証明書【自営業】※民生委員証明	自営業世帯	
就労証明書【疾病】※医療機関証明	病休等世帯	**※用紙は学童にあります**
就労証明書【その他/介護・育休など】※民生委員証明	その他介護や育休世帯	
求職中の学童利用申請書【3 か月間のみ有効】	求職中の世帯	

＊提出は、最初でお配りした透明のファイルに入れて提出してください。
＊期間が３か月ほどありますので締め切りをお忘れなく期限厳守でお願いします。

この件に関しましてご不明な点がございましたら
あいのき学童　０９８０－５１－５３７７までご連絡ください。

あいのき学童入所基準表　児童氏名【　　】

類型	細目	形態				父	母	計
		勤労日数		勤労時間				
就労	家庭外労働 常勤 パート アルバイト	月21日以上(5日/週)	10	8時間以上	10			
		月16～20日以上(4日/週)	8	7時間以上	9			
		月12～15日以上(3日/週)	6	6時間以上	8			
		月12日未満	3	5時間以上	7			
		※就労実態と証明書との相違がないか事業所へ確認		4時間以上	6			
				4時間未満	2			
	自営業内職その他	月21日以上(5日/週)	5	8時間以上	5			
		月16～20日以上(4日/週)	4	7時間以上	4			
		月16日未満	3	6時間以上	3			
		※就労実態と証明書との相違がないか民生委員に確認をする 確認が取れない場合は日数点・勤務時間点ともに最小点とする		5時間以上	2			
				4時間以上	1			
				4時間未満	1			
就学・訓練	大学・各種専門学校等・職業訓練校				-3			
求職	求職活動が確認できる場合　入所期間3か月					5	5	
妊娠出産	予定日(　年　月　日) 入所期間:出産予定日6週間前の日を含む月初日から 生後5か月を経過する日の翌日が属する月の末日まで						7	
	入所日が産前産後の期間に該当し、 その後就労又は就学等への復帰予定の要件 (休職を除く)が確認できる場合			復帰後の要件の基準に対し			-3	
疾病負傷障がい	疾病負傷一般療養	入院(1か月以上)又は常時寝たきり・感染症・難病				※適宜		
		常時寝たきりの状態で子どもの世話をすることができない場合				※適宜		
		概ね6か月以上の長期的治療を要し日常生活および子どもの世話に支障がある場合				※適宜		
		概ね3～6か月以上の治療を要する場合				※適宜		
		軽症であるが定期的に通院を要する場合				※適宜		
	障がい者	身体障がい者手帳1級・2級該当者、 精神保健福祉手帳1級・2級該当者 又は療育手帳A1・A2もしくはB1該当者の場合				※適宜		
		身体障がい者手帳3級該当者、 精神保健福祉手帳3級該当者 又は療育手帳B2該当者の場合				※適宜		
		身体障がい者手帳4級該当者の場合				※適宜		
災害復旧	震災・風水害・火災その他の復旧に当たっている場合					※適宜		
虐待DV	虐待やDVのおそれがあり、児童相談所等からの意見書により、社会的擁護の必要があると認められた場合					※適宜		
その他	特別な理由があり学童入所の優先順位が高いと認められた場合					※適宜		
	両親不存在の場合					40		

※適宜とは児童福祉の観点及び世帯状況から優先度を判断する	小計	父	母	小計

調整点					
勤務点	採用予定又は開業予定である場合	-3	-3	
	育児休業取得前に在所していた者で、 退所後、職場復帰に伴い利用を希望する者	7	7	
	沖縄本島内の保育所等(地域型保育を含む。) の保育士として採用予定、復帰予定又は勤務している場合	5		
失業	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	1		
障がい者	申込児童が障がいを有する場合　※療育手帳の確認ができる場合のみ	3		
	日中、世帯内の障害児の 監護を必要とする場合 自宅で全面監護+18　学校児童デイ等との併用監護+6	18 6		
世帯状況	母子・父子またはこれに準ずる家庭の場合	※0～15		
	単身赴任世帯(沖縄本島外に限る)	3		
	生活保護世帯の場合	3		
在園状況	在所する学童への継続の入所を希望する場合	10		
	兄弟入所	10		
	新1年生入所(学童利用の必要性/優先順位の高い順)	10		
	途中入所/移籍/夏休みのみ(学童利用の必要性)	-10		
多子世帯	多子世帯(18歳未満の子ども4人以上)で入所予定児全員に加点する	2		
同居状況	就労していない65歳未満の祖父母と同居している場合	-2		
保育料滞納	-5点×件数			
その他	学童所在地の兼次小学校に通学している	5		
	支援計画の作成・情報の共有の許可についていいえの場合	-20		

※所見※

※母子・父子またはこれに準ずる家庭の場合の点数については今帰仁村ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用支援事業に該当している場合に15点の加点、母子・父子家庭等の確認ができない場合は聞き取りを行い採点を行う。(学童利用申込書の記載のみで判断しない)あらかじめ今帰仁村へ該当者の確認を行い採点すること。
事実婚にある場合はひとり親世帯としない。

※虚偽の申告が疑われる場合は就労事業所または民生委員に聞き取りを行い入所許可をしない場合がある。

※保護者による運営に対するカスタマーハラスメントや集団の公序良俗に反する恐れがあるとあらかじめ予見できる場合は入所を許可しない。

	父	母	小計
基礎基準点			
調整点合計			
総合点数			

採点日時
令和　年　月　日(　)

令和9年度申込総数	入所優先順位	キャンセル待ち順番
	/	

NPO法人ハイビスカスあいのき学童　印